

## 新潟県立新潟南高等学校第 70 期生修学旅行事業委託プロポーザル募集要領

### 1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立新潟南高等学校第 70 期生修学旅行事業

(2) 事業の目的

本事業は、団体行動を通して友情を深め、協調性や自主性、責任感を養成するとともに、事前学習により、伝統文化に対する理解を深め、課題解決に必要な情報収集・処理能力や、現地での大学生等との交流を通じて生徒の進路を探究する意欲等を高めることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から本委託事業が終了するまで

(4) 参加人数（予定）

374 名（生徒 360 名、引率教員 14 名）

(5) 業務内容

別紙「新潟県立新潟南高等学校第 70 期生修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

44,880,000 円（1 人あたり 120,000 円 消費税及び地方消費税を含む）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去 5 年以内（平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る関西方面の修学旅行（現地研修における大学生との交流事業を含む）の受託実績があること
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

### 3 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を実施する。

(1) 日時：令和2年2月3日（月）午後1時～1時30分

(2) 会場：新潟県立新潟南高等学校

※ 説明会参加を希望する場合は、1月31日（金）午後5時までに団体名、参加者名、連絡先電話、FAX番号、E-mailを記入した用紙を持参又はFAXで連絡願います。（様式任意、申込み先は問合せ先に同じ）※FAX送信後に、確認の電話をお願いします

### 4 ヒアリング参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類 各1部

(ア) 別紙様式1 「参加申込書」

(イ) 別紙様式2 「会社概要」

(ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」

イ 申込み期限：令和2年2月10日（月） 午前10時（必着）

ウ 申込み先：問合せ先に同じ

エ 方法：持参又はFAX

※ FAX送信後に、確認の電話をお願いします

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、2月12日（水）に提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

### 5 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期限：令和2年2月13日（木）午前10時（必着）

イ 受付場所：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参又はFAX（様式任意）

※ FAX送信後に、確認の電話をお願いします

(2) 回答

ア 期日：令和2年2月17日（月）

イ 回答先：上記4（1）により申込のあった全参加者

### 6 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 18部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

- (ア) 基本的な考え方
    - ① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針
  - (イ) 実施体制
    - ① 添乗員の実績及び体制
  - (ウ) 行程
    - ① 交通手段
    - ② 宿泊施設の概要、安全性
  - (エ) 事前・事後研修、現地研修
    - ① 研修の内容やねらい、効果
    - ② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等
  - (オ) 安全管理
    - ① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
    - ② 保険の内容
- イ 見積書 18部
- 交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること  
(様式任意)

(2) 提出期限

ア 期限：令和2年2月21日（金）午前10時（必着）

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

ア 提案書はA4用紙両面印刷で10枚程度（見積書は別途可）とすること（パンフレット等は最小限とする）

イ 参加者は1つの提案しかできないこと

ウ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

## 7 ヒアリングの実施

提案者に対しては、2月25日（火）に提案内容のヒアリングを実施する。

（各社説明6分・質疑4分予定、スクリーン・プロジェクター使用不可）

なお、詳細については、別途通知する。

## 8 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

## (2) 審査基準

| 審査項目        | 審査の視点  | 配点 |
|-------------|--|----|
| 受託業務に対する考え方 | ①事業目的を適切に理解しているか。<br>②受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか。  | 10 |
| 行程          | ①スムーズで無理のない行程であるか。<br>②負担の少ない交通手段が確保されているか。<br>③宿泊施設の安全性は確保されているか。   | 15 |
| 事前・事後研修     | ①研修内容は具体的であるか。<br>②研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか。<br>③創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。  | 15 |
| 現地研修        | ①研修内容は具体的であるか。<br>②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。<br>③研修内容に偏りがなく、多様な経験をできるものとなっているか。<br>④添乗員の体制は十分であるか。<br>⑤創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。 | 25 |
| 安全          | ①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。<br>②保険の内容は十分なものとなっているか。   | 10 |
| 費用          | ①修学旅行のねらいを達成するための適正な価格となっているか。   | 5  |
| 計           |  | 80 |

※配点は審査委員1名当たり

## 9 審査結果

提案者それぞれに文書により通知する。また、決定した1社については、HPで公開する。

## 10 日程

- ・説明会参加申込締切 1月31日（金）午後5時
- ・仕様書説明会 2月3日（月）午後1時～1時30分
- ・ヒアリング参加申込締切 2月10日（月）午前10時
- ・参加資格の審査・確認結果通知送付 2月12日（水）
- ・質問受付締切 2月13日（木）午前10時
- ・企画提案書の提出締切 2月21日（金）午前10時
- ・ヒアリング 2月25日（火）午後1時～
- ・審査結果通知送付 2月27日（木）

## 11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 12 問合せ先

〒950-0994 新潟市中央区上所1丁目3番1号  
新潟県立新潟南高等学校 猪俣真紀子  
電話番号：025-247-3331（代表）  
FAX：025-247-3489

## 13 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項  
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
  - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
  - イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
  - ウ 期限後に提案書を提出した者
  - エ 本要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者